◄特集:研究倫理<sup></sup>·

# 学生への倫理教育と研究ガバナンス

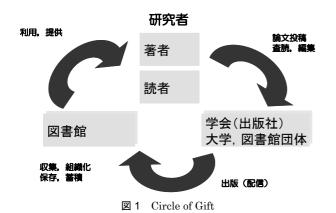
岡部 晋典\*, 逸村 裕\*\*

本稿では、学生への倫理教育と研究者の倫理について述べる。前半では学生への倫理教育のなかで、しばしば問題視されるコピペレポートを取り上げる。具体的には大学の初年次教育が必要になった背景に触れ、コピペレポートに対する方策や機械的な抑止力等について述べる。後半では、研究者の研究倫理、研究ガバナンスについて述べる。近年の研究者を取り巻く状況や、それに関連するさまざまな不正が指摘されている。これらにまつわる事例として、オープンアクセスジャーナルや査読にまつわる問題等とその対応を取り上げる。最後に、不正を起こさせないガバナンスの必要性について述べる。

キーワード: 倫理教育, 研究倫理, 初年次教育, 剽窃, ガバナンス

# 1. はじめに

近代科学の成立以降、研究は CUDOS 規範(マートン規範)と呼ばれる公有性(Communalism)、普遍性 (Universalism)、無私性(Disinterestedness)、組織化された懐疑主義(Organized skepticism)によって支えられてきたと言われていた。そのあらわれが無償供与のサークル(Circle of Gift)である。このサークルが意味するところは、研究は対価を求めるものではなく、研究そのものに価値があり、学術論文あるいは学術図書として出版されたものは人類の共通財産であるという考え方である。



CUDOS 規範は、基本的に研究という行為は性善説に立 脚することを示している。また、大学進学者がわずかなエ リートだった時代には、研究規範はゼミ等を中心とした、 いわば徒弟制度によって学生に伝達されるものであった。

\*おかべ ゆきのり 同志社大学 学習支援・教育開発セン ター

\*\*いつむら ひろし 筑波大学 図書館情報メディア系 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 同志社大学 今出川キャンパス 明徳館

Tel. 075-251-3277

(原稿受領 2015.12.17)

しかし、現在の研究者を取り巻く過酷な競争環境など様々な要因により、CUDOSの精神に反する行為が増加している。また、大学進学率の上昇とそれに伴う大学のユニバーサル化が進んでいる。これらにより研究ガバナンスや学生の学びの質保証について声高に叫ばれることが多くなってきている。

本稿では、前半では学生への倫理教育について、とくに レポートの剽窃(コピペレポート問題)等に主眼を置いて 論じる。学生への倫理教育といっても、意味するところは 広い範囲にわたる。例えば学生生活における時間管理や学 習習慣の確立、受講態度や礼儀・マナーといったものも、 初年次教育における学生の倫理教育の範囲に含まれる。本 稿ではそれらのうち、大学生の倫理教育のなかで多くの頻 度で言及されるコピペレポート問題を中心としてとりあげ る。後半では、研究ガバナンスについて論じ、研究者のお かれている状況や、論文処理料取得を目的とした、査読を 行っていないと疑われるような学術雑誌の発生等、研究者 をとりまく環境と対応について述べる。

# 2. コピペレポート問題

#### 2.1 問題の背景

コピペレポートとは、他人の文章・データを切り貼り(コピー&ペースト)し、それを自らのレポートとして詐称するものである。例えば米国の大学等では、チーティング(カンニング)と同じ扱いとされ、コピペレポートが判明した場合、即座に退学させられることもあるという。STAP細胞の〈発見〉者の学位論文のコピペが判明した結果、当人の博士号が剥奪された事例なども記憶に新しい。

学生が他人の文章を盗作して自らのレポートや作品として教員に提出することは今にはじまったことではない。しかし Web からの盗用の場合,紙媒体からのそれと比べ盗作者の労力が劇的に削減されるという特性がある。朝日新聞の記事において,大学のレポートの文脈で「コピペ」という語が出現するようになるのは 2007 年のことである。以降,コピペレポートを取り上げる記事や言説が大量に流通

するようになってゆく。

コピペレポートが問題視されるようになった時期は,大 学における初年次教育が注目を集めるようになった時期と ほぼ同時期である。初年次教育とは、高等学校から大学へ の円滑な移行を果たすために行われる大学学部1年次生向 けの教育のことであり、2000年代半ば以降注目されるよう になった。初年次教育が重要視されるようになった背景と して, ①学生の変容 ②政策的側面の変化 ③教育効果の 提示といった内在的及び外在的圧力の存在 という3点が ある 1)。①について、過去の大学は一握りのエリートが進 学するものであったが、進学率が上昇するとともにマス・ あるいはユニバーサル化が進んだと言われる。エリート層 を対象とするものからマス・ユニバーサル化が進むという モデルは高等教育の研究者である Trow が 1970 年代に提 唱したものである。Trow のモデルによると、全体規模(該 当年齢人口に占める大学在籍率)が50%を超えると、大学 は「ユニバーサル段階」にあるという<sup>2)</sup>。なお、OECD 各 国の大学進学率の平均と比べると低いとされる日本の場合 であっても,2010年の段階で51%を超えている<sup>3)4)</sup>。エリー トからマス・ユニバーサルへが何を意味するかというと, 小規模の徒弟制度から非個別的な講義という形に大学の授 業スタイルが変化してゆくことを示している。 ②について は、大学をより教育を重視する場に変革させようという動 きがあげられる。たとえば教育の質向上に向けた大学教育 改革の取組 Good Practice (GP) 事業などがそれにあては まる。③については、大学生は本当にきちんと学んでいる ことを示すアカウンタビリティが求められている状況があ る <sup>1)</sup>。これらは「高等教育の質保証」といったキーワード で表される。

ユニバーサル化,教育の重点化,高等教育の質保証といっ た状況のなか, 初年次教育は盛んに重要視されるように なってきている。なぜならば高校と大学における学びのあ りかたには差異があり、スムースな高大接続が困難である ことが問題視されていた。よって, 高校から大学へ, 学生 が学びのスタイルを移行できなかった場合、結果としてそ れが不本意入学や場合によっては退学に繋がるという危機 意識が大学関係者に広く共有されるようになった。これら を通じ、ドロップアウトを発生させず、大学の基本的な学 修スキルを身につけさせる初年次教育が重要視されるよう になってきた。これらの科目は「ファーストイヤーエクス ペリエンス」、「アカデミックスキル」、「スタディスキル」 といった科目名で設置されることが多く、そのなかでは図 書館の持つ情報資源の使い方や、レポートの書き方といっ たことが重点的に教育される。2008年の「学士課程教育の 構築に向けて(答申)」では、大学生が獲得すべき汎用的技 能として(1) コミュニケーション・スキル(2) 数量的ス キル(3)情報リテラシー(4)論理的思考力(5)問題解 決力 があげられている。このような状況下で、学生への 倫理教育、とくにコピペがなぜいけないかといった教育が 行われている。

早稲田大学でアカデミック・ライティングの授業を担当

している佐渡島は、剽窃が発覚した学生に問い合わせを 行った結果をまとめ、剽窃した学生の共通項として(1) 文章執筆をインターネットの存在に依存している(2)そ れに罪悪感を持っていない(3)引用の手続きを知らない とまとめている。これらから、佐渡島は「多様な情報を得 ることができるという恵まれた環境が、かえって学習者に 考えることを放棄させるような結果を生んでいる事態」と 逆説を指摘している<sup>5</sup>。

ただし、コピペや不適切な引用は学生の問題のみに矮小 化できないことは指摘できよう。例えば、「引用の要件」が、 一般に広く理解されているとは言いがたい。一例をあげれ ば、マスメディア等において「無断引用」という表記がな されることがあるものの、これは少し考えればありえない 表現であることがわかる。引用とは著作権法の範囲内であ れば許諾なし、無断で行うことが認められている。よって、 無断引用という語は成り立たない(あるいは、誤解を招き やすい表現だといえる)。「無断引用」ではなく、「剽窃」「盗 用」と表記したほうが、より誤解を招かずに済むと考えら れる。引用の要件とは「主従関係・明瞭区分性・出所表示」 の三つであり、これらを満たすことが「公正な慣行」に合 致することとなる。 ただし、 これらは往々にして初年次の 学生にとっては随分と鬼門のようである。前述の佐渡島も, 剽窃を避けるための小テストに合格したにも関わらず、剽 窃で処罰される学生がいると報告している。なお、佐渡島 は、大学初年次生がこれらの剽窃まがいの文章を作成して しまう理由に、大学入試で課される小論文を原因の一つに あげている5。

### 2.2 コピペ抑止力としての情報技術とその限界

剽窃を検知するソフトウェアを導入することで、学生の コピペを抑制させようという動きがある。これについては, 米 Turnitin 社製の「Turnitin」・「iThenticate」や、金沢 工業大学の杉光一成が仕組みを考案し、株式会社アンクが 開発した「コピペルナー」が著名である。これらのツール を大学に導入し、レポートや論文の剽窃を防止するという 動きがある。これらのツールには大別して二種類があり、 例えば先輩や友人のレポートをコピペしていないか確認す るものと、Web上の文章をコピペしていないか確認するも のがある。ただし、剽窃検知ソフトは学生の不正を直接検 出するものではないことには留意が必要である。ソフト側 は、あくまでも複数のテキストの類似スコアを算出する機 能のみを持ち、剽窃か否かの判定は人間の判断を必要とす る。また、ツールによってはWeb上の情報との突き合わせ を行わず、登録したテキストの相互比較を行う機能のみ持 つものもある。その場合は当然 Web からのコピペの判定を 行うことはできない。同様に、オンライン上の情報との比 較機能のみを持つ場合、例えば図書からの丸写しといった 事例については対応できない。したがって、剽窃検知ソフ トは技術的な制限があるといえるが、使い方によっては有 意義な「教材」として利用できる可能性も開かれている。 たとえば、剽窃検知ソフトによるコピペ抑止力および学習

効果について、濱田はコピペルナーを用い、(1) 主体的に考える学修の重要性を認識させる、(2) 信頼性の乏しい情報を取捨選別する重要性を認識させる、とりわけ、学修意欲の弱い学生の学修意欲を強め、学生全体が講義により満足し学修に意欲的になったと報告している<sup>6</sup>。

### 2.3 コピペをさせない指導をどう行うか

そもそも、なぜコピペがいけないのか、ということを多 くの紙幅を割いて説明している書籍はそれほどないことが 指摘できる。文章作成法のテキストは以前からも大量に発 行されているが、名著とされるものであればあるほど、Web の発達前に書かれたものである。すなわちコピペ問題が前 景化してくる以前に書かれている。最近において発行され たものでも, テキスト内のコラム的な位置づけで, 剽窃と は泥棒と同じ行為である, 引用とは他者の研究に敬意を表 する行為であるといった記載は確認できるものの、「なぜ」 コピペをしてはならないのか、という疑問に対して詳細に 記載している文献はそれほど存在しない。名和は引用の機 能に装飾, 儀礼的敬意, 先取権の請求, 利益の提供, 説得 の道具, 正当化, 新規性の証明, 主要業績の提示, 最新情 報の提示といった機能を指摘しているが 7, これらを詳細 に説明している初年次教育向けのテキストはほぼ見当たら ない。

山口によると、Wikipedia をレポートで引用することは避けたほうが良いという指導は繰り返し行われており、これは学生の間にも浸透しつつあるという®。しかし、「Wikipedia を使わないように」という単純な指示だけでは、学生は Yahoo!知恵袋や書き手の分からないブログなど、更に信用ならない記述をコピペしてしまうと指摘している。さらに、現在では Yahoo!知恵袋といったナレッジサービスにレポートの設題を投稿する学生も散見される®。このような状況があるなかで、山口は引用をする理由、引用してはならない理由を学生にきちんと伝える必要があることを強調している®。

「引用の意味」を学生に伝える際に、ただ機械的にコピペをしてはならない、という指導を行ってもそれほど相手には響かない。むしろ、学問の営為やその特性そのものを説明することが、一見遠回りのようだが「なぜコピペをしてはならないのか」という理解への近道になることが多い。例えば、Google Scholar のトップページを表示して「巨人の肩の上に立つ」の意味を説明することがそれに相当するだろう。また、本稿冒頭で触れた CUDOS 規範を紹介することも、より学生の理解に資するようである。また、そもそもなぜコピペを行ってはならないのか、レポートをなぜ課すのかという点を確認することには意義があると思われる。これについて、初年次向けのテキストのなかでひときわ目を引く記載を紹介する。山口は『コピペといわれないレポートの書き方教室』の「おわりに」において以下のように記している。

(書き方を指示・強調しているのは) 単にレポートを書く

ためだけでなく、大学は民主主義社会を担う市民を育成する最後の砦だと信じているからです。民主主義とは、すべての国民が賢くあらねばならないという無茶苦茶を要求する制度です。その無茶苦茶を実現するために大学というものは存在しています®。

## 3. 研究倫理・研究ガバナンス

#### 3.1 研究不正の背景

今日、研究競争の激化、学位取得・採用・昇任・研究費獲得のための業績稼ぎ、さらには世界的な学術競争、研究機関の順位付けの流行といった複数の要因により、CUDOSの精神に反する行為が続いている。情報通信技術の進展という別の側面により、剽窃、データ捏造といった研究不正も多く指摘されるようになった。その対応として研究ガバナンスの重要性が声高に叫ばれている。

研究ガバナンスは、インペリアル・カレッジ・ロンドンの定義によると、研究における良き実践にかかわる広い範囲の法、原理、基準である。これによって、研究活動は継続的に質を高め、人類福祉に貢献できる、とされている 100。研究ガバナンスの背景には、研究活動が進展するにつれ、巨額の予算が動き、社会への影響が高まり、その一方で研究不正が続出することへの危機感がある。研究は性善説に立ち、科学技術の進歩に貢献し、人類の福祉貢献に役立つものである。現実に科学技術は戦争のもとに巨大化し、科学者自身もそれを自覚したり反省したりしつつ今日に至った。

## 3.2 研究不正の実態

剽窃やデータの捏造,歪曲,研究費の不正使用等が研究不正とされる。科学史を紐解けば,この種の不正はプトレマイオスの時代に遡るとされる。プトレマイオスは他の天文学者が観測したデータをあたかも自分の観測データであると装った。近代科学の成立に名を成したニュートン,ガリレオもその例外ではないことが知られている<sup>11)</sup>。学術雑誌論文や国際会議において査読制度が普及した 21 世紀においてもなお研究不正の告発は続いている。

2012年, Corbyn は NATURE 誌上の記事で、論文撤回 (Retraction) の上位 10 誌を PubMed のデータより公表した。そこには Journal of Biological Science, Science, Proceedings of the National Academy of Sciences, Nature, Cell といった有名かつ高インパクトファクターを持つ雑誌が並んだ。さらに PubMed の論文撤回理由の43.4%が研究不正を疑われるものであり、以下誤りが21.3%、重複14.2%、剽窃9.8%としている120。

論文撤回に限らず、学術出版の原稿は出版された後であっても、様々な形で加筆修正が行われることがある。例えば出版後の訂正として、ジャーナルによる訂正のErrata、著者による訂正のCorrigenda等がある。出版社は出版後でも更新情報を追加しているが、それでも限界がある。更新前のバージョンの原稿を研究者が引用してしまうといったケースも存在しうる。軽微なスペルミスといっ

たものであれば被害はささいなものであるが、重要な数値の間違いや研究不正が引用先の論文に含まれていた場合、深刻な被害をもたらすことがありえる。このような問題に対応するサービスとして DOI 登録機関 CrossRef が提供する CrossMark がある。これは、Web 上で閲覧できる論文等に CrossMark ロゴマークを付与し、それをクリックすることで、当該論文の更新状態を確認できるという仕組みである <sup>13)</sup>。

# 3.3 オープンアクセス, 低品質論文, 査読

CrossMark など, 誤った論文の引用によって自らの論文の内容が汚損されないようにする仕組みはあるものの, そもそも, 査読を行っているという建前を持っていても低品質な論文が近年増加しているという問題もある。

値上がりが続く学術雑誌に対抗して、インターネット上で無料で読めるオープンアクセスジャーナル(以下、OA 雑誌)が増えている。この多くのビジネスモデルは、研究者がその雑誌の査読を通った場合、Article Processing Charge(論文処理料。以下、APC)を雑誌に支払うものである。従来型の学術雑誌においても、APCを支払うことにより、掲載論文をオープンアクセスにする大手出版社の雑誌も増えている。OA 雑誌はこの数年急増している。中にはまともな査読を行わず、APCを利益目的にしている論文誌もあるという。これらに関して、2012年、米国の図書館学者であり、かつコロラド大学図書館員である Beall は"Predatory Publishers(ハゲタカ出版社)"リストを公開した140。ここで Beall はまともな査読を行わず APC 収入を目的に OA 雑誌を刊行する Predatory Publishers を指摘している。

Beall のリストと OA 雑誌のダイレクトリーである Directory of Open Access Journal (https://doaj.org/DOAJ)を参考に、2013年、Bohannon は架空名義で通常の査読が行われれば当然却下されるであろう論文を304の生物学・化学・医学のOA誌に投稿した。その結果、該当論文は157誌で採択され、98誌で却下された。採択誌の中には複数の大手出版社のOA雑誌も含まれていた。これらの顛末をBohannonは SCIENCE 誌編集部と共同で、"Who's Afraid of Peer Review"という粋なタイトルの記事にまとめている。以上、そもそも質担保を行うための性善説の仕組みで成り立っている査読システムが、ハゲタカ出版社のビジネスになっている点については指摘できるだろう。

また、出版社に限らず、研究者自身が査読システム自体を逆手に取った不正を行う事例も存在する。たとえば、自らが執筆した論文の査読者に自分を指名した事例がある。ある研究者が、振動工学のジャーナル Journal of Vibration and Control に対し、多数の偽名を用いて査読者として登録し、自分自身の投稿論文を自らで査読し有利な判定を下すという行為を働いていた。この不正が判明し、2010年から2014年にかけての60論文が撤回された。本件について、Journal of Geophysical Research: Space Physics の編集

長は「ぞっとする悪夢」というコメントを記している<sup>15)</sup>。 以上のように、性善説で成り立っている研究上の仕組み を逆手に取る事例がしばしば見られることは事実である。 その結果、査読システムに対する疑問が唱えられることも 多いが、だからといって誰しもが納得する代替案を提出す ることは困難であることも同時に指摘できる。

#### 3.4 研究者が日常的に守るべき倫理とは

「研究倫理」をキーワードに過去一年の記事を探してみると聞蔵で 60 件, 日経テレコンで 53 件, CiNii で 40 件の記事がヒットする。これらの記事内容をまとめると表 1 となる。これらは研究倫理にかかわるトピックとみなすことができる。

表1 研究不正に関わる内容

研究費執行不	

研究者倫理の欠如 捏造,改ざん,盗用などの不正行為

研究データの保存の不備

ヒトを対象とする研究倫理不徹底

研究計画の不備, 未承認

個人情報の保護不徹底

個人情報の不要な持出

不要な個人情報の確認

個人情報の放置

廃棄に伴う個人情報の不十分な処理

個人情報の暗号化の不十分な処理

情報セキュリティを脅かす行為

研究の安全管理の不備 放射線業務,遺伝子組換え実験・動物実験

研究用微生物等の届出承認不徹底

輸入禁止動植物・微生物、特定外来生物の許可不徹底

麻薬・向精神薬・覚せい剤の届出・免許

毒物・劇物・危険物・高圧ガスの使用量・残量の確認不徹底

安全保障輸出管理の手続不徹底

利益相反マネジメント

ハラスメント行為

上記活動上の不正行為の疑いがあると判断した場合は, 告発を行うことが推奨されている。現実に,表1に見る対 応は倫理・コンプライアンス教育を受講させる処置がとら れることが多い。以上は広義における研究倫理として取り 扱うことができる。

もう一つ,狭義の研究倫理として,「人を対象とする研究」において問われる倫理があげられる。これはとくに医学の領域で発展してきた。人を対象とする研究の倫理性は,第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判,とくにドイツの戦

争犯罪の「人体実験」の非人道性から登場したとされる。 平石は、人体実験という言葉はそれ自身強烈な響きを持つ が「人を対象とする実験」という意味では変わるところが ないと指摘する。ここから平石は、人を対象とする研究が 倫理的に正統的であるために決定的に重要なのは、対象と なる人の自由意志が存在することであると論じている<sup>16)</sup>。

2014 年 12 月,文部科学省と厚生労働省は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針  $^{17)}$ 」を定めた。本方針の基本方針には

- ①社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ②研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益 の総合的評価
- ④独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審 査
- ⑤事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦個人情報等の保護
- ⑧研究の質及び透明性の確保

とあり、とくに研究対象者の保護として、研究対象者の自発的な同意の取得、社会的・学術的な意義があること、対象者の負担やリスクを減少させることが必要であると延べられている。また、倫理規定の過剰な遵守は研究の自由な発想や進捗を阻害するおそれに繋がることもあるものの、例えば迅速審査といった項目が立てられていることにも注目できるだろう。この倫理方針は特にコンプライアンスを重視しなければならない領域の知見が多く盛り込まれており、他分野にも参考となるため、ここで紹介した。これはインタビュー調査やアンケート調査等を行う際にも、応用可能な項目が多く含まれていると思われる。

## 4. まとめ

本稿では、前半では学生への倫理教育、とくにコピペレポート問題を主眼として論じた。後半では研究者の倫理について、研究者を取り巻く環境等から述べた。

最後に、ガバナンスについて触れる。個人が合理的に行動しようとすることによって、逆説的に不善の均衡解に陥るケースが多々あることはよく知られている。特定を避けるため多少事実とは異なるが、以前、コピペレポートを行ってもよいかという相談をしにきた学生がいたことを紹介しよう。本人はきわめて真面目な学生である。ある科目で、短時間の締め切りしか設定されず、かつ最低数千文字とい

う本人のキャパシティを超えるレポートが課された。これをクリアするにはコピペするしかない、という切羽詰まった相談であった。無論、本人はコピペを行うことは不正であることは認識している。研究不正についても、これと同様の構図が存在するように思われる。そのためには、個々人の「倫理」に留まらない、そもそも自発的に不正を起こさせない「ガバナンス」が必要である。

#### 註・参考文献

- 1) 初年次教育学会編. 初年次教育の現状と未来. 世界思想社, 2013, 272p.
- 2) Trow, Martin A. 高学歴社会の大学. 天野郁夫, 喜多村和之訳. 東京大学出版会, 1976, 204p.
- 3) 文部科学省. 大学進学率の国際比較. http://www.mext.go.jp/component/b\_menu/shingi/giji/\_\_ics Files/afieldfile/2013/04/17/1333454\_11.pdf [accessed 2015-12-28]
- 4) ただしこのデータは留学生を含んだものである。
- 5) 佐渡島紗織. アカデミック・ライティング教育と情報リテラシー:《情報を再定義》し意見を構築できる学生を育てる. 情報の科学と技術. 2014, vol.64, no.1, p.22-28.
- 6) 濱田太郎. ユニバーサルパスポートとコピペルナーを活用したレポート・卒業論文等の指導. 生駒経済論叢. 2015. vol.13, no.1, p.69-98.
- 7) 名和小太郎. クレタ人は嘘つきだとクレタ人は言った. 情報管理. 2014, vol.57, no.3, p199-203.
- 8) 山口裕之. コピペと言われないレポートの書き方教室:3 つのステップ:コピペから正しい引用へ. 新曜社, 2013, 98p.
- 9) YAHOO! 知恵袋. 大辞林のデータについて。大学のレポートの一部.... http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\_detail/q10 144853095#a357713422 [accessed 2015-12-28]
- 10) Imperial College London. What is Research Governance?. http://www3.imperial.ac.uk/clinicalresearchgovernanceoffice/researchgovernance/whatisresearchgovernance [accessed 2015-12-28]
- Broad, William J, ; Wade, Nicholas. 背信の科学者たち一論 文捏造, データ改ざんはなぜ繰り返されるのか. 牧野賢治訳. 講談社, 2006, 360p.
- 12) ZoëCorbyn. Misconduct is the main cause of life-sciences retractions: Opaque announcements in journals can hide fraud, study finds. NATURE. 2012, vol.490, no.7418, p.21.
- 13) CrossMark®. http://www.crossref.org/crossmark/ [accessed 2015-12-28]
- 14) Scholarly Open Access. LIST OF PUBLISHERS. http://scholarlyoa.com/publishers/ [accessed 2015-12-28]
- 15) Self-Reviewing Scandal at JVC. Notes from the JGR-Space Physics Editor-in-Chief. https://liemohnjgrspace.wordpress.com/2014/07/11/self-reviewing-scandal-at-jvc/ [accessed 2015-12-28]
- 16) 平石隆敏. 研究倫理と研究対象者の保護. 京都教育大学紀要. 2015, vol.126, p37-46.
- 17) 文部科学省, 厚生労働省. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針.
  - $http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443\_01.pdf\\ [accessed 2015-12-28]$

Special feature: Research Ethics. Ethics Education to students and ethics of researchers. Yukinori OKABE\*, Hiroshi ITSUMURA\*\* (\*Center for Learning and Faculty Development, Doshisha University, \*\*Faculty of Library, Information and Media Science, University of Tsukuba, Karasuma-higashi-iru, Imadegawa-dori, Kamigyo-ku, Kyoto-shi 602-8580)

**Abstract**: We discuss the education of ethics to students and ethics of researchers. A copy and paste report is one of the most complex ethical issues students face in connection with the first year education in universities. Despite some obvious cases, boundaries between referencing, quoting and copying are not so clear.

The misconduct of researchers is the violation of the standard codes of scholarly conduct and ethical behavior in scientific research. In the trend of open access, there are many misconduct cases which related to peer-review system. It is essential researchers to the research governance.

Keywords: Ethics Education / Research Ethics / First Year Experience Program / Plagiarism / Governance